第二十条　運営予算の決定及び分担金の額の決定

(1)　理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算案は、第十八条の規定に基づく財政及び運営に関する委員会による監督の下で事務局長が作成する。

(2)　各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該各会計年度の運営予算の承認される時点における全ての加盟国の票数の合計に対する当該各加盟国の票数の割合に比例する額とする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国の間の票の配分が第十二条(6)の規定により変更される場合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(3)　第四十二条に規定するこの協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

第二十一条　分担金の支払

(1)　各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2)　いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、投票権及び専門分野に関する委員会の会合に参加する権利は、当該分担金の全額が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われることはなく、また、この協定に基づく義務を免除されることはない。

(3)　加盟国は、(2)の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十二条　責任

(1)　機関（第六条(3)に定めるところによりその機能を営む。）は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もっとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、機関の権限を超えるものとはならない。

(2)　加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第二十三条　会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の資産、債務、収入及び支出の計算書（独立の専門家による会計検査を了したもの）を作成する。この計算書は、理事会の承認を得るため、その後開催される最初の理事会に提出する。

第九章　消費振興及び市場動向

第二十四条　貿易及び消費に対する障害の除去

(1)　加盟国は、コーヒー産業の持続的な発展並びに貿易及び消費を妨げるおそれのある現在の障害の除去及び新たな障害の回避が重要であることを認識し、同時に、保健及び環境に関する国家の政策目的を実現するため、国際協定（国際貿易に関連するものを含む。）に基づく約束及び義務と両立する規制を行う権利及び新たな規制を導入する権利を加盟国が有することを認識する。

(2)　加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a)　コーヒーに適用される輸入制度（特に、特恵関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行）

(b)　直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに輸出に関する他の行政規則及び商慣行

(c)　消費に影響を及ぼすおそれのある国内の取引条件並びに国内又は地域の立法上及び行政上の措置

(3)　加盟国は、(1)に定める目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。

(4)　加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)に掲げる障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法及び手段又は当該障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(5)　加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとったあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(6)　事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調書を定期的に作成する。

(7)　理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、その勧告を実施するためにとった措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第二十五条　消費振興及び市場動向

(1)　加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための努力（加盟輸出国における努力を含む。）が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識する。

(2)　消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動、研究、能力の開発及び調査を含むことができる。

(3)　理事会の年次活動計画又は第二十八条に規定する事業計画に係る機関の活動は、(2)に規定する活動を含むことができる。当該活動については、加盟国、非加盟国、他の組織及び民間部門からの任意拠出をもってその費用を支弁することができる。

(4)　消費振興及び市場動向に関する委員会を設置する。理事会は、同委員会の構成及び権限を決定する。

第二十六条　加工コーヒーに関する措置

加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出（コーヒーの加工及び第二条(1)(d)から(g)までに定義する加工コーヒーの輸出を含む。）によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。